

〈指定研究〉

「シティズンシップ教育における政治的リテラシーの位置と役割

—政治学と憲法学の協働による理論的・実践的研究—

フランスのシティズンシップ教育の展開と現状

— 政治的シティズンシップ教育と民主主義の実践 — ¹⁾

福島 都茂子

1. はじめに

2015年6月に公職選挙法が改正され、選挙権年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられることが決定した。2016年夏の参議院選挙から適用される見通しである²⁾。

そのため、近年日本でも若年層を対象とする「政治的シティズンシップ教育」³⁾に注目が集まっている。日本の学校教育において、政治的シティズンシップ教育が不足していることは周知の事実である。総務省は、日本の学校教育では政治や選挙の仕組みは教えても、「政治的・社会的に対立する問題を取り上げ、現実的な政治的判断能力を訓練すること」は避けてきたとし、「選挙の意義や重要性」を理解したり、「社会や政治に対する判断力、国民主権を担う公民としての意欲や態度」を身につけたりするのに十分なものではなかったと指摘する（総務省2011:3.6）。その理由として、教育基本法第14条2項の「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治活動をしてはならない」という条文を挙げ、これが学校教育に「政治的中立性」を要請し、時にそれが過度に働き「非政治性」の要求と誤解され、政治的テーマを扱うことが避けられてきたとする。それが近年、政治学の領域でしばしば「問題」とされる「若者の投票率低下」につながっていると言われている⁴⁾。こうした状況から、現在、新たな有権者となる18歳・19歳の若者の多くが所属する大学での政治的

シティズンシップ教育が、喫緊に要請されている（総務省2011:8）。その参照例として、すでにシティズンシップ教育を導入している先進諸国の例を見ることは有益である。

特に近年のヨーロッパ諸国は、シティズンシップ教育に力を入れてきた。中でも、2002年9月に中学校に「シティズンシップ教育」を必修教科として導入した英国（イングランド）が有名である⁵⁾。労働党のブレア政権時代に、政治学者B. クリックが中心となって作成した通称「クリック・レポート」（1998）に基いて導入された。この頃から、日本でもシティズンシップ教育に関する研究が増加したが⁶⁾、英国研究と比べると、その他のヨーロッパ諸国のシティズンシップ教育に関する研究は少ない⁷⁾。そこで、本稿では英国以外の例としてフランスを取り上げ、フランスの政治的シティズンシップ教育の取り組みと現状を分析する。なお、現在フランスを始めヨーロッパ諸国のほとんどは選挙権年齢を18歳以上としているため⁸⁾、「政治的シティズンシップ教育」は18歳になるまで、すなわち大学入学前に終了すべきこととなっている。したがって、本稿で取り上げるのは小学校から高校までである。また、フランスのシティズンシップ教育の領域では、しばしば教育改革や学習指導要領の改訂が行われ、教科名の変更も含めてさまざまな用語が現れるため、日本人研究者はその度に内容の吟味を迫られ、適当な訳語を当てはめるのに苦勞する（鈴木2005:76）。そのため、外国人研究者にはなかなか現状をつか

みにくいという面があるが、本稿では近年の変遷を整理した上で、2002年以降の改訂を中心に現状を見る。

フランスを取り上げる理由は、フランス社会は、多文化主義の英国と異なり、「同化主義」⁹⁾の傾向が強い点である。「目指すべき社会」が異なる国のシティズンシップ教育の制度や実情を知ることが、今後の日本にとって有益である。

また、フランスは2015年に、ムスリム（イスラム教徒）系移民出身者らによる大規模なテロ事件を数回経験した¹⁰⁾。以前から、就職差別等の社会的排除を受けている移民出身者らの不満は知られており、フランス共和国の「国是」である「ライシテ laïcité（非宗教性¹¹⁾）」とムスリムとの宗教的「対立」と関連づけ、「同化主義の限界」や「国民統合の失敗」として議論されることが増えている。本来ライシテは、共和国原理の1つである「平等」を実現するために、特権的な地位にあったカトリック勢力を公教育から排除する意図で開始されたものである（後述）。それが近年、ライシテの遵守を迫る対象はムスリムに変化し、ライシテはムスリム系移民出身者に対して「同化」や「統合」を迫る手段となりつつある。「かつては国民統合を促進する道具であった世俗性原則がいまでは社会の亀裂をもたらしめているという逆説」（鈴木2013:105）に対して、シティズンシップ教育はどう対応していくのか。現在フランス社会は、改めて「市民とは何か」という問いを突きつけられているといえる¹²⁾。

2. フランスの「シティズンシップ」概念と先行研究

現在「シティズンシップ（市民権、市民性）」という概念には、誰が市民であるのかという市民の「資格条件」と、市民に与えられる「権利」と「義務」が含まれると理解されている（岡野:26-27）。近代的なシティズンシップ概念を定式化したとされる T.H. マーシャルは、「シティズンシップ」の歴史を近代における市民的、政治的、社会的権利の発達史として捉え、以後シティズンシップは権利を中心に理解されてきた。が、近年はシ

ティズンシップの義務的側面に着目されることが増えている。「市民」としての権利をもつ者は、同時に「市民としてふさわしい態度や行動」が求められる義務を有すると考えられているからである。特にフランスでは近年、暴力や麻薬などの「非市民的振舞い incivilité」¹³⁾が問題視されるようになり、学校教育で「市民的振舞い」を身につけさせる「シティズンシップ教育」の重要性が強調されるようになった。

ここで、本稿におけるフランスのシティズンシップ概念を整理しておく。まず「市民 citoyen」は、フランス革命以来の伝統的概念である権利義務の主体の集合体を指すこととし、「市民性 citoyenneté」は、市民が民主主義国家において必要とされる権利や義務を行使し、多様な社会で共に生きていくために必要不可欠な知識や教養などを持っていることを指す概念とする。そして「シティズンシップ教育」は、フランス社会の一員となるために必要な知識や教養を学校教育において伝達することとする（高橋洋行:59参照）。

なお、英語の教科名でもある「シティズンシップ教育 Citizenship Education」に当たるフランス語の「シティズンシップ教育 éducation à la citoyenneté」は、教科名ではない。フランスの「シティズンシップ教育」は、教科名も含めた広い概念である。

フランスの学校の教育課程は、国民教育省が官報で告示する学習指導要領によって定められ、学習指導要領の改訂は頻繁に行われている。フランスの義務教育課程で用いられる教科書は、原則として学習指導要領に沿った内容で出版されるが、教科書の改訂は必ずしも学習指導要領の改訂と合致しておらず、教育法典の改正等に合わせ、学習指導要領の改訂よりも頻繁に行われている。その一方で、教科書検定は存在せず、教科書使用の法的義務もない。また、学習指導要領に法的拘束力はなく、その教育内容及び授業時間の定めも教育現場では必ずしも厳格に守られていない。したがって、実際には、教科書を使用するかどうか、どの教科書を使用するか、教科書をどのように使用するか等も含めて、教育現場の裁量に任されている（大津2002、大津・武藤:51-52）。

こうしたことからか、フランスのシティズンシップ教育に関する先行研究は、学習指導要領に基いたカリキュラム内容や教科書の分析が多いが、近年は並行して学校現場での現地調査も増えている（大津（2002, 2008）、鈴木（2005, 2013）、大津・武藤（2007）、Le Gal（2008）など）。市民権概念や政策理念に関しては、D. シュナペールが有名である（シュナペール2012、その他 Le Pors（2011）、高橋洋行（2008）など）。

3. フランスのシティズンシップ教育の歴史

フランスのシティズンシップ教育の歴史経緯について簡単に説明する。フランスにおけるシティズンシップ教育は、第三共和政初期の1882年に、小学校でそれまで行われていた「道徳・宗教」科を廃止し、代わりに「道徳・公民教育 *instruction morale et civique*」科を導入したことに始まる。当時の政府は、フランス革命の共和国原理を復活させ、共和主義国家の下に国民を統合することに力を入れた。その背景には、不安定な政府と、いまだに強い影響力をもつ王党派やカトリック勢力の存在があった¹⁴⁾。当時の公教育大臣フェリー Jules Ferry は、1881年から82年にかけて、初等教育に「義務・無償・ライシテ」の原則を導入し、教育に対するカトリックの影響を排除しようとした。それまではカトリック聖職者が初等教育を担っていたからである。さらに、1905年にはいわゆる「政教分離法」が成立し、以後ライシテは、ナチ占領下のヴィシー時代という例外を除いて、今日まで一貫して継続される共和国の「国是」の一つとなった（谷川:367）。つまり、フランスのシティズンシップ教育は、「共和国の市民の育成」という前提の下で発展したのである。

第二次大戦後、1945年に中学校で「道徳・公民・社会」科が全学年に義務づけられ、1948年に道徳が除かれ「公民・社会」科となり、1959年には「公民」科となった。その後、1960年代末までは、ほとんど変更されることはなかった（鈴木2013:108-109）。

1960年代に入ると、フランスは、植民地戦争の

終結、独仏和解、欧州統合など外的環境の変化や、大衆消費社会、生活慣習の自由化、若者文化や女性解放運動の台頭など国内の大きな社会変化を経験する。また、1968年の「五月革命」が象徴するように、既存の文化やイデオロギーへの不信が増大し、教員団体への不信や政府が決定するカリキュラムへの不満などが表明された。

その結果1969年の教育改革で、小学校の公民教育は、新たに導入された「三区分教授法」によって「目覚まし科目」に吸収された。「三区分教授法」とは、それまで細分化されていた教科課程を「基礎教科」「目覚まし科目」「体育・スポーツ」の3群に改編するもので、「目覚まし科目」は理科、社会、芸術系の教科を含む（大津・武藤:49）。

その後1977年の教育改革で、中学校に「歴史・地理・経済・公民」科が設置され、「公民」は歴史・地理中心の教科の一分野となった。そのため、中学校での公民教育は、歴史や地理の教員が担当することが多い。こうして、小・中学校での「公民」という独立した教科は姿を消した。

その後1985年に、当時のシュヴェヌマン Jean-Pierre Chevènement 国民教育大臣の下で学習指導要領が改訂され、小・中学校で「公民教育 *éducation civique*」が独立した教科として復活した。内容は、「選挙権と普通選挙」「フランスの制度」などの政治制度の知識や、共和主義的価値の獲得が重視された（鈴木2013:110）。

その背景には、学校における暴力や非行行為の増加と、外国人労働者の定住化がある。前者は「非市民的振舞い」と呼ばれ、「市民としての教育」による改善が期待された。後者に関しては、政府は、石油危機以後、外国人労働者の帰国を奨励し、1974年には新たな移民の受け入れを停止したが、非ヨーロッパ出身者の多くは再入国できなくなることを恐れて帰国せず、逆に母国から家族を呼び寄せ定住した。その結果、80年代には彼らの子どもたちが学齢に達し、家庭で教えることができない共和主義的価値を学校教育において教えることが要請された。しかし、この時点で「公民教育」に関する具体的な議論は行われず、この教科を実践する教員は少なかったという（鈴木2013:109-111）。

本格的にシティズンシップ教育が導入されたのは、10年後のことである。1995年に小・中学校の学習指導要領が改訂され、公民教育は共和国の価値や概念を知識として学ぶだけでなく、それらを実践しながら身につけることが重視されるようになった。これを受けて翌1996年4月15日の通達「シティズンシップ教育：公民教育の再活性化」では、「シティズンシップ教育 *éducation à la citoyenneté*」という新しい概念が打ち出された¹⁵⁾。この時初めて、この用語がフランスの公式文書に登場した。以後「シティズンシップ教育」は、教科名も含んだ「市民育成」という領域全体を指す言葉となる（鈴木2005:77）。

この通達において、シティズンシップ教育の具体的な目標は、「人権と市民性の教育」、「個人的・集団的責任感の教育」、「批判精神の実践と議論の実行によって判断力を養う教育」とされ、シティズンシップ教育は教科のみでなく、教科横断的な学習によっても身につけるとされた。

その後、1998年7月7日の通達で、小学校と中学校で「公民教育課程 *enseignement d'éducation civique*」が義務とされた¹⁶⁾。高校では、1999年に「公民・法律・社会 *éducation civique, juridique et sociale (ECJS)*」が教科として導入された¹⁷⁾。

こうして新たに始まったフランスのシティズンシップ教育は、2002年に小学校の、また2008年に小・中学校の学習指導要領の改訂が行われた。以下、教科としての公民を中心に、フランスの政治的シティズンシップ教育の現状を見る。

4. フランスのシティズンシップ教育の現状

(1) 教科としての公民

① 小学校 *école élémentaire*（日本の小1～小5）

2002年の学習指導要領の改訂で、小学校の従前の「公民教育」科は、基礎学習期（CP、CE1、日本の小1、小2）では「共に生きる *vivre ensemble*」（週0.5時間の話し合いの時間）という教科に、深化学習期（CE2、CM1、CM2、日本の小3、小4、小5）では「共同生活（定期討論）*vie collective (débat réglé)*」（週0.5時間の討

論の時間）と、教科横断的領域として設置された「公民教育 *éducation civique*」（週1時間、討論週0.5時間）という教科に変更された¹⁸⁾。

内容は、「共に生きる」では、共有された価値観への同意、学校内での規律・校則等を守る、他人の意見を聞くこと等を通じて集団の中の自分の位置を理解することとされ、さらに「国という共同体」への所属意識や、共和国の象徴の意味などについて学ぶとされた。

高学年向けの「共同生活」では、学校が「共同生活の場」であることが強調され、学級や学校生活の規則を議論して共同で作り上げること、学校生活における問題について他者の言うことを尊重しながら皆で問題解決に向けて議論すること、暴力の行使を拒否することなどが目標とされた。また、「同級生を尊重し差異を受け入れること」という目標もあり、これらが学校で身につけるべき「市民性」とであるとされた。さらに、学校における共同生活の延長線上に「市町村、フランス、EU、世界における市民性」が登場し、そのために必要な知識や理解を得ることが目標とされた。

実際に2003年にフランスの小学校で「共に生きる」と「共同生活」の時間を見学した鈴木によると、どちらも予めテーマを設定した上で（たとえば「自分と違う人を好きになることはできるか」など）、生徒たちが話し合いを通じて問題を解決することが重視され、教師は生徒の意見を出させるための司会の役割に徹していたという（鈴木2013:111-112）。

また、教科横断的に行われる「公民教育」は、市町村、フランス、ヨーロッパ、世界における市民性といった内容を、他教科と関連づけて学習する。たとえばアティエ社の教科書によると、「市町村における市民となる」では、「市役所の訪問」や「学校に関わることや住民の生活を向上させるための市長、市議会の役割」などについて学習する。市町村の役割として、学校の設立、校舎や体育館などの建物の修理、机や椅子などの備品の購入などがあることを学び、生徒にとって身近な学校と市町村との関係について学習する。また、「フランスにおける市民となる」では、歴史学習を通して、民主主義国家に属する意味を理解する。

歴史の学習を通じて、異なる政治体制、異なる文化、奴隷制、人種差別、学校の義務・無償・ライシテなどを学び、現在のフランス共和国が採用する民主主義、共和主義、普通選挙などがどのような歴史的過程を経て実現されてきたかについて学ぶ。また、他の教科である「地理」との関連で他国の文化や制度を学び、EUについて学び、多様性や寛容などを学習する（大津・武藤2007:52-54）。

2008年6月19日の小学校の学習指導要領の改訂で、「共に生きる」と「共同生活」は統一され、「公民・道徳教育 instruction civique et morale」という教科名となった¹⁹⁾。内容は、基礎学習期では社会の礼儀作法や振舞いを学びながら、責任ある行動を身につけ、より自律的な人間になること、深化学習期では、各生徒の個性や自立が主張される中で学級や学校の集団によりよく統合されるようにするなどとされた。また、深化学習期において、代表民主主義や議会や立法などを学び、他教科の「地理」と関連させてフランス領土の特徴を、また「歴史」と関連させて統合の段階などを学ぶとされた。

この2008年の改訂は、内容に関しては2002年の改訂時と大きな変化はないといえる。

ここで、2009年に大手出版社アシェット社が出版した小学校深化学習期向けの教科書『公民・道徳教育』の内容を紹介する（Saisse / Coutellier-Morhancge:38-41）。「フランス市民となる」という単位では、「フランス市民の権利と義務とは何か？」という章を立て、人権宣言について学び、「フランス国籍をもつ子どもは18歳、すなわち成人になると市民となる」と説明する。そして「投票は市民の権利であり、義務である」とし、「なぜ投票は義務と言われているのか？」と問いかけ、生徒たちに考えさせるようにしている。

また、次の章「市民たちはどうやって自分たちの代表を選ぶのか？」では、直近となる2007年の大統領選（UMPのサルコジが勝利）に立候補した12人全員の選挙ポスターを掲載し、「あなたの意見では、政党は何の役に立つか？」「1つの選挙になぜ複数の候補者が不可欠なのか？」と問いかけている。また、大統領選直前の日付の大手新

聞2紙の一面を掲載し（1つは中道左派の『リベラシオン』、もう1つは中道右派の『ル・フィガロ』で、どちらもサルコジ候補の写真を掲載）、「これら2紙の一面はこの人物を同じ方法で説明しているか？それはなぜか？」と問いかけ、さらに「これらの新聞はどのように市民たちが意見を形成することを助けているか？」と問いかけている。

日本の小3～小5に相当する年齢向けとしては、現実の選挙を題材に取り、実際の新聞記事も使用するなど、かなり具体的かつ高度な内容である。フランスは教科書の使用義務がないため、実際にどれだけこうした内容の授業が行われているかは不明だが、少なくともこの教科書では、小学生とはいえ「現実の政治」を教えようとしているといえる。

さらに、2015年9月の新学期より、小中高で「道徳・公民教育 enseignement moral et civique (EMC)」科が導入された²⁰⁾。これは、2013年7月8日の法律による小中高の教育改革で新設された教科である。EMCの目的は、「共通の諸価値（自尊心、自由、平等、友愛、ライシテ、正義の精神、他者の尊重、男女間の平等、寛容、あらゆる形の差別の排除）の基盤の伝達」などとされ、具体的には、「市民の共同体への帰属感情を育む」、「民主主義的生活に参加する意思を育てる」、「実践の重視」とされた。これらの文言は、2008年の改訂時とあまり変わっていない。

このEMCはまだ始まったばかりで、実際の内容は不明であるが、2015年7月に大手出版社ナタン社が小学校高学年向けに出版したEMCの教科書の内容を紹介する（Fix:94-95）²¹⁾。「民主的選挙」という章では、投票所での実際の投票の場面が描かれており、有権者は名前を名乗り、係が選挙人名簿に登録されているか確認するといった投票所で実際に行われている具体的な事柄が示され、投票の手順について学ぶ。この章の目的は、「選挙の経過の段階を認識する、選挙のさまざまなアクターの役割を理解する、選挙に関連する語彙を獲得する」であり、連動したインターネット上では実際の有権者登録証や選挙人名簿を見ることができる。これらはかなり現実に即しており、実際

に投票に行った時に困らないような内容となっている。

②中学校（コレッジ collège、6e～3e（日本の小6、中1～中3））

2001年の中学校の学習指導要領で、「歴史・地理・公民教育 histoire-géographie éducation civique」が教科として設置され、そのうち公民教育には週約1時間が割り当てられ、民主主義と共和国の原理と価値などを習得することによって、市民性へ向けての教育が行われることが目標とされた（大津・武藤:55-61）。

その後、2008年8月28日の中学校の学習指導要領改訂で、「歴史・地理・公民教育」科で学ぶべき内容が学年別に記された²²⁾。その中の「公民教育」の部分を以下に挙げる。

第1学年では、「中学生、子ども、住民」と題し、集団生活のさまざまな面や、社会生活が課す諸規則を知り、尊重し、理解することを学び、公立学校でのライシテや各個人がもつ権利と義務について学び、市役所見学や議員との面会等を通じて市町村の組織や民主的決定などについて学ぶ。

第2学年では、「多様性と平等」と題し、人間の多様性と他者性を認めることを学び、特に共和国原理の1つである「平等」と関連づけて不平等や差別の減少などについて学ぶ。

第3学年では「自由、法、司法」と題して、個人の自由と集団の自由、自由の行使とそれによって引き起こされる制限や対立の可能性について学び、法や司法の役割などについて学ぶ。また、安全 *sûreté* は個人の権利と自由を保障するといったことについても学ぶ。

第4学年では「民主的な市民性」と題し、政治的な市民性の原理や条件、実態を明確にする。共和国の諸価値や諸原理やシンボルについて学び、国籍とフランス市民権とヨーロッパ市民権について学び、投票権について学ぶ。また、政治制度や議会、政党について学び、さまざまな政治参加の方法や労働組合の役割などについても学ぶ。

また、前述のように、2015年9月から中学校の「公民教育」も、小学校と同様に「道徳・公民教育（EMC）」という教科となった。その学習指導

要領によると、学ぶべき内容は、小学校の低学年、高学年、中学校で共通しており、「感受性：自身と他者」「法と規則：他者とともに生きるための諸原則」「判断：自分1人で考える、他者とともに考える」「参加：個々に行動する、集団として行動する」の4つである²³⁾。

それぞれの目的や到達目標等は段階によって異なるが、ここでは中学校の「参加：個々に行動する、集団として行動する」を見る。ここでの目的は、「学校や機関に参加することと責任を負うこと」、「共同生活や周囲の状況の側面を引き受けることと、市民的、社会的、環境保護的自覚を伸ばすこと」とされ、「民主主義への市民の個人的または集団的参加の重要性の意義を説明することができること」を到達目標の1つとしている。その実践の例として、後述する「生徒代表 *délégué*」（各学級から2名選出）の投票の際に投票の規則や立候補の手続きなどを学ぶことが挙げられている。

さらに現在、社会党のオランド大統領の下、ヴァルス内閣のヴァロー＝ベルカセム Najat Vallaud-Belkacem 国民教育大臣が中学教育改革を進めており、2016年9月から開始される予定である。2015年5月20日にその改革骨子が発表された²⁴⁾。この改革は現在も進行中で、中学校のシティズンシップ教育も近く変更される可能性がある。

③高校（リセ Lycée、日本の高1～高3）

高校では、1999年に「公民・法律・社会（ECJS）」科が導入され、週0.5時間割り当てられた。2010年からの高校改革に連動して、2010年の1年生から実施の形で新しい学習指導要領が作成された²⁵⁾。そこでは、「共和国の価値と原理の習得」「知と実践の獲得」「生徒を、民主主義のなかで批判的理性を行使する自由で自律した市民とすること」が目標とされている。座学中心の他の教科と異なり、「興味に従ったテーマ設定」「インターネットの利用」「図書館司書との相談」「論拠づけられた討論」といった「進め方」が挙げられ、生徒主体の自主的な学習が求められている。

内容は、第1学年は「法による国家」、第2学年は「制度、政治・社会生活、国家と防衛」、第

3学年は「倫理上の大問題に直面する市民」といったテーマが掲げられ、さらに学年ごとに3～4のテーマとそれぞれの目的と進め方が記されている。たとえば、第2学年の必修テーマの1つは「共和国の制度」であり、教員の提案に基づいて、大統領制度や国家、市民による政府、憲法改正、地方分権などについて考察することになっている。

学習方法は教員の自由裁量に任されている面が強いが、多くの場合、生徒がテーマを設定し、複数の教科の教員の指導のもと個人またはグループで調べ学習をし、討論のための発表資料を作り、口頭発表と討論を行い、レポートを作成して評価を受けるという手順で進められる。2007年に高校を現地調査した大津によると、テーマは生徒と相談した上で、たとえば「メディアは主観的か?」「大統領選挙候補者の公約についての考察と比較」などに決定され、生徒はグループに分かれて討論し、教師は巡回して各グループを指導していたという（大津2008:91-93）。

ここで、ナタン社が2011年に出版した高校生向けの教科書『公民・法律・社会』の内容を紹介する。「市民と法」と題した章では、法律の成立過程を簡単に説明した後で、「ライシテの原則を適用した2004年3月15日の法律」、すなわち、公立学校における明示的な宗教的標章禁止法（いわゆる「スカーフ禁止法」）を題材に取り上げている（Lagelée / Heymann-Doat:40-41）。この法律が成立するきっかけとなった「スカーフ事件」は、1989年にパリ郊外の公立中学校で3人のムスリムの女子生徒が校内に入る際に、身に着けていた宗教的なスカーフを取ることを拒否し、学校側と対立した事件である。公教育に一切の宗教性を持ち込まないとするライシテの原則と政教分離法に抵触した点が問題となり、女子生徒らは退学となったが、この処分に対して「信教の自由」や「教育を受ける権利」といった人権や市民権の観点から反対する主張も展開され、国内で大論争を引き起こした。10年以上続いた論争は、この2004年のスカーフ禁止法制定によって終止符が打たれた。この教科書ではこうした経緯も説明した上で、この法案提出後の下院での右派（UMP）と左派（社会党）の議員発言を紹介し、ライシテについて生

徒に考えさせ、議論を促している。

これは非常に論争的で対立的なテーマであり、現実の社会や政治にはさまざまな意見が存在し、それらが対立することもあるという事実を学ばせようとしている。さらに、ある法案に対する意見が個人的な立場の差異によって異なることや、政党の立場という「政治的な観点」からの理解も促されており、非常に現実的な政治的シティズンシップ教育となっている。

（2）「生徒代表 *délégué*」選挙

フランスの学校では、学校自体が「民主的決定を行う場」と捉え、民主主義の実践に生徒も参加するという方針が採用されている。その実践例が、小中高で各学級から投票で選出される2名の「生徒代表」のシステムである。学習指導要領にも書かれているように、「生徒代表」の選出方法そのものが、民主的な選挙を実践的に学ぶ題材の1つであり、政治的シティズンシップ教育の一環となっている。

各学級の「生徒代表」の選出方法は、実際の代表民主制の議会選挙と同様の方法で行われる。まず「生徒代表」になりたい生徒が立候補し、ポスター等を作成し、自分を選ぶとどのような利点があるかなどを演説し、公約を発表する。場合によっては、友人による応援演説もある。選出側はそれぞれの候補者の主張を比較検討した上で、教員が配布する投票用紙に候補者の名前を書いて投票し、最多票を得た候補者が当選する。こうした「生徒代表」の選出方法は、前述の小学校の『公民・道徳教育』の教科書でも、「民主的選挙における立候補…の方法で」と題し、「生徒代表」の選出方法をイラストとともに説明し、民主的な選挙では候補者は複数必要であることや、1人1票の権利や秘密投票などの投票の権利などを説明している（Saisse / Coutellier-Morhange:24-25）。したがって、生徒たちはこの「生徒代表」の選出を通じて、毎年必ず「模擬選挙」を体験していることになる。そのため、2000年出版のマニヤール社の中学校の公民教育の教科書では、「生徒代表」を選出することは「最初の投票権を行使すること」、「民主主義の生活の規則を最初に習得するこ

と」と説明している（大津・武藤:57）。

こうして選ばれた「生徒代表」は、生徒指導を専門とする職員である生徒指導主任専門員（CPE）から、「代表養成プログラム」を受ける。特に中学以上では、代表としての心得や態度、具体的な役割について教えられる。たとえば、「生徒代表」は自分個人の意見ではなく、学級全体の利益を代表して発言すること、学級で話し合った意見や要望を教員や外部の大人に分かりやすく伝える技術などである。これは代表に選ばれた生徒に責任感やリーダーシップを身につけさせ、「未来のリーダー」を養成する目的も持っている。

この「生徒代表」の主な仕事は、各学級での話し合いの司会を担当し、生徒からの要望などを取りまとめ、月に1度全校の「生徒代表」が集まる「生徒代表協議会 Conseil de délégués d'élèves」に出席し、学校生活をより良くするための話し合いを行うことである（山田2002:122-124）²⁶⁾。

中学校や高校の「生徒代表」は、「学級評議会 conseil de classe」と呼ばれる会議にも出席する。この学級評議会には、「生徒代表」のほか、校長または校長補佐、学級担任、クラスを担当する教科担任、生徒指導主任専門員が出席し²⁷⁾、学期末に生徒の成績について協議したり、生徒からの要望を担任や教科担任に提出したりする。学級評議会の取り組みは、「より良い学校生活と学級生活は、生徒の学業達成に必要なものであり、その環境を整えるためには生徒の主体的な参加が必要である」という理念から運営されている（鈴木2013:113-114、山田（第3回））。これらの会議を通して、生徒たちは自分の抱える問題や要望を適切な方法で教師や学校に伝える力を習得し、そこで議論され決められたルールを守ることを通じて議論や意思決定についての民主的な方法を学び、学校生活の改善という結果を獲得する。

中学校の高学年の「生徒代表」の中からさらに選ばれた生徒は、「学校管理評議会 conseil d'administration」にも出席する。これは、選ばれた生徒代表のほか、校長、教頭、教員、職員代表、保護者代表、自治体責任者が出席し、校則の制定や学校教育計画の策定について話し合うものである（山田:125、大津・武藤:57）。つまり、選

ばれた生徒のみとはいえ、教育計画の内容にまで生徒に発言する機会が与えられているということである。

実際に2003年に現地の小・中学校を訪問し、上記の「生徒代表協議会」などを見学した山田は、印象に残った点を2点挙げる（山田（第4回）:17）。第一は、現地の教職員らから、シティズンシップ教育の文脈で必ず「生徒代表の養成」が言及された点である。「生徒代表」というシステムは、民主的な投票体験のみでなく、選ばれた代表として行動する能力を身につけさせるという「未来のリーダー養成」も担っている点が強調されたという。第二は、生徒代表協議会等において生徒たちが要望や問題点を正直に教員にぶつけていたことと、「生徒代表」が学校の管理運営に関わるような重要な会議に出席し、生徒たちの要望や意見が実際に生かされていた点である。

このような「民主主義の実践と成功体験」は、民主主義への信頼につながることは間違いない。また、改善される見込みが確実であると確信できるなら、生徒たちも真剣に学級での話し合いに参加し、議論も活性化する。このように学校での民主主義の実践と、その結果、学校生活における不満や問題点の改善という「成功体験」の積み重ねは、生徒たちが実際に有権者となった時の積極的な政治参加へとつながるのではないだろうか。

このように、「生徒代表」のシステムは、そのまま政治的シティズンシップ教育となっている。1999年出版のアシェット社の中学校の公民教育の教科書では、学校における「（生徒）代表選挙、生徒代表、学校管理評議会、校則」は、共和国における「国政選挙、国会議員、国会、共和国の法」に相当すると解説している（大津・武藤:60）。

5. おわりに

政治的シティズンシップ教育を中心に、フランスの小中高のシティズンシップ教育の現状を見た。全体的に見て、フランスの政治的シティズンシップ教育の内容は、具体的で実践的であり、現実の生活で役に立つものとなっている。また、論争的な内容も取り上げ、生徒たち自身に考えさせたり、

議論させたりするようにしており、日本の学校教育における「政治的中立性」とはかなり異なっている。

最初に述べたように、総務省が現在日本の教育に欠けていると指摘する部分は、逆にいうと、それらこそが現在政治的シティズンシップ教育に求められている要素ということになる。すなわち、「選挙の意義や重要性を理解させること」、「社会や政治に対する判断力、国民主権を担う公民としての意欲や態度を身につけさせること」、「政治的・社会的に対立する問題を取り上げ、現実的な政治的判断能力を訓練すること」などである。これらに関して、フランスの政治的シティズンシップ教育はかなり満たしているといえる。

しかし、問題点がないわけではない。政治的シティズンシップ教育がどれほど有効か、たとえば若者の投票率にどこまで貢献しているかといった点は不明である。実際、2012年のフランス国民議会（下院）選挙の全体の投票率は、第1回投票57.22%。第2回投票55.41%（Ministère de l'Intérieur）であり、日本の2014年12月の衆議院選挙の全体の投票率52.66%とそれほど変わらない。政治的シティズンシップ教育が、果たして投票率の上昇にどこまで有効かは不明である。

また、「はじめに」で述べたように、フランス独自の問題として、現在ライシテをめぐる「社会の亀裂」が顕在化し、「同化主義の限界」「国民統合の失敗」などが議論されている。それはすなわち、「国民統合を推進するためライシテを強調するシティズンシップ教育」の限界あるいは失敗ということになる。これに対して、シティズンシップ教育はどう対応するのか。見た限りでは、現時点でのフランスのシティズンシップ教育では、各個人の違いや多様性を理解し受け入れた上で、公的領域ではライシテを尊重することを教える姿勢を崩そうとはしていない。法的措置においてもそれは見られ、2004年の「スカーフ禁止法」成立後、さらにサルコジ政権下の2010年には、道路など公の場での宗教的標章の着用禁止法、いわゆる「ブルカ禁止法」が成立した²⁸⁾。2011年4月11日より施行され、違反者には罰金150ユーロ（約1万8000円、1ユーロ＝125円で計算）、または「市民

教育」の受講義務が課せられることとなった。ここでも、ライシテを遵守しない者にはシティズンシップ教育が要請されている点は注目し得る。主な当事者であるムスリム女性たちからの抗議や²⁹⁾、それ以外の立場からの批判も当然存在するが、2014年11月に出た欧州人権裁判所の判決は、「顔は社会的交流に重要な役割を果たす」というフランス政府の主張を認め、この法律は「顔を覆う」という点を重視して着用を禁止しているにすぎず、他の宗教的服装は制限していないことから信教の自由は侵害していないと結論づけた³⁰⁾。

フランスのシティズンシップ教育の核ともいえるライシテが「社会の亀裂」を生み出しているという近年のこうした状況に対して、今後シティズンシップ教育は変化するのか、現在進行中の中学改革も含め今後の動向に注目したい。

最後に、本稿はフランスの近年のシティズンシップ教育の紹介に留まり、導入や改革の理由や目的、政治的議論等については踏み込んでいない。この点は今後の課題としたい。

注

- 1) 本稿は、2015年度龍谷大学社会科学研究所の客員研究員としての研究成果の一部であり、同研究所の共同研究「シティズンシップ教育研究会」の研究成果の一部である。
- 2) 1年の周知期間後に公示される国政選挙から適用されるとされた。「18歳選挙権、成立 公選法改正 来夏の参院選から」『朝日新聞』2015年6月17日夕刊。なお、国政選挙の公示日以降に告示される地方選挙にも適用されるため、参院選より選挙期間の短い地方選挙の方が先に18歳・19歳の投票が実行される可能性はある。
- 3) シティズンシップ教育は、日本語では「市民性教育」「市民性育成」「主権者教育」等と訳される。本稿では、シティズンシップ教育の中でも特に、「政治に能動的に参加するために必要な知識や能力を育成する教育」を「政治的シティズンシップ教育」（「主権者教育」「有権者教育」と呼ばれることもある）と呼ぶ。「シティズンシップ」に関しては後述。なお、日本でも経済産業省の「シティズンシップ教育宣言」（2006）を受け、その一環として「キャリア教育」が導入されたが、内容は就職・就労のための職業観の形成や労働体験などが主であり、ここでいう「シティズンシップ教育」とは異なる（高橋進186）。
- 4) 小野、亀山参照。若者の投票率低下は日本のみでなく、先進諸国で共通して起こっている現象である。

- ただし、野田が指摘するように、投票率低下は必ずしも政治的無関心層の増大とは限らず、政治不信や投票に値する候補者がいない等の理由から「考えた結果、棄権する」という「批判的市民」の増加と考えることもできる（野田:98）。しかし、日本の場合、年代別の投票率が60代 68.28%、70代以上 59.46%、20代 32.58%で（総務省2015）世代間の差が大きく、高齢者の意向が優先される「シルバー・デモクラシー」の問題や、投票機会放棄による「デモクラシーの空洞化」につながる懸念はある。
- 5) 英国（正式名称「グレートブリテン及び北アイルランド連合王国」）は4つの地域からなり、そのうちスコットランドと北アイルランドは独自の教育制度を持ち、イングランドとウェールズはほぼ同じ制度である（藤田:19）。
 - 6) 英国に関しては、白石2004、藤田2011など。日本に関する研究は、藤原2008、水山2010など。
 - 7) 武藤・新井編著2007、近藤編2013など。
 - 8) フランスの選挙権年齢は、1974年に21歳以上から18歳以上に引き下げられた。また、2011年4月には、国民議会（下院）議員の被選挙権年齢も18歳以上に引き下げられ、元老院（上院）議員の立候補最低年齢も30歳から24歳に引き下げられた。
 - 9) フランスでは市民の生活空間を「公的領域」と「私的領域」とに分離することによって、市民に平等を保障している。つまり、「公的領域」においてフランスの諸規則や共和国原理を守るなら、「共和国市民」として平等に扱われるが、その代わり「公的領域」に各個人の私的な宗教や文化等を持ち込むべきではないと考えられている（浪岡:37-38）。
 - 10) 1月7日にシャルリ・エブド出版社襲撃事件（12名死亡）とその後の逃走犯による印刷会社人質立てこもり事件と、9日に別人によるユダヤ系スーパー人質立てこもり事件（4名死亡）が発生し、11月13日にはパリ市街とパリ郊外のサン・ドニ地区の劇場やレストランなどで無差別銃撃爆発事件（130名死亡）が起こった。特に11月の同時多発テロ事件後、オランド大統領は非常事態宣言を出し、2015年3月の時点でも継続中である。いずれも実行犯はイスラム系移民出身者らであった。が、彼らをひと括りに論じることには批判もある。
 - 11) ライシテとは、公的な領域（公立学校を含む）からあらゆる宗教を排除し、宗教的中立を維持することである。ライシテの訳語は一般に「非宗教性」や「世俗性」であるが、どの訳語を用いるかという点にも議論がある。伊達は「非宗教性」は適切でないとし、「脱宗教性」を用いている（伊達:7-10、橋本:41-42（注33））。
 - 12) フランスは国籍取得に出生地主義を採用しており、フランス国内で生まれた移民2世や3世はフランス国籍を持つ。したがって、ここで問われるのは「国籍を持ちフランスで生まれ育ってもなお不足しているとされるシティズンシップとは何か」である。フランスにおいて「移民2世／3世」といった公式の統計カテゴリーは存在せず、移民1世は「フランスに住む外国人」、移民2世／3世は「フランス人」である。したがって彼らの呼称についても議論が存在する（浪岡:35,57）。
 - 13) このような行為を「非・市民的」つまり「市民でない、市民としてふさわしくない」と呼ぶということ自体にも、「市民としての義務」という概念が内包されているといえる。
 - 14) 1875年1月に成立した第三共和政憲法に当たるヴァロン修正案の可決は、わずか1票差であった。王政復古の動きもあり、共和政体制は盤石ではなかった（谷川:351）。
 - 15) Circulaire no 96-103 du 15 avril 1996, B.O. no 23 du 6 juin 1996.
 - 16) 'Instruction civique et morale: Éducation à la citoyenneté dans l'enseignement primaire et l'enseignement secondaire', Circulaire no 98-140 du 7 juillet 1998, B.O. no 29 du 16 juillet 1998. 署名は当時の学校教育担当大臣ロワイヤル Ségolène Royal. なお、鈴木はこの通達によって小・中学校に「公民・道徳 éducation civique et morale」が教科として導入されたとするが（鈴木2013:111）、この通達内でその教科名は見当たらず（タイトルに「instruction civique et morale」はあるが）、教科名としては従前の「公民教育 éducation civique」が使用されている。
 - 17) B.O. hors-série no 5 du 5 août 1999.
 - 18) B.O. hors-série no 1 du 14 février 2002. 大津・武藤: 50-55も参照。
 - 19) B.O. hors-série no 3 du 18 juin 2008. 訳出は大津・橋本・降旗2011。なお、この改訂は正確には保育学校と小学校の学習指導要領で、フランスでは小学校に入る前の「保育学校 école maternelle」（3～6歳）でも、集団の重要性や市民的振舞いなどについて学ぶという「シティズンシップ教育」が取り入れられている。
 - 20) B.O. spécial no 6 du 25 juin 2015.
 - 21) この教科書の対象はCM1, CM2, 6e（日本の小4、小5、小6）である。この教科書はインターネットと連動しており、登録すれば文書等をネット上で見ることができる。なお、筆者が2015年9月初めに渡仏した際、すでに新学期が始まっていたが、大手書店 FNAC で販売していた教科書はこの1種のみであった。
 - 22) B.O. spécial no.6 du 28 août 2008. 訳出は大津・橋本・降旗2011。2010年9月の第1学年から実施され、その後、その学年が上がるにつれ順次実施された。
 - 23) 'Enseignement primaire et secondaire, Programme d'enseignement moral et civique, École élémentaire et collège', B.O. spécial no 6 du 25 juin 2015.
 - 24) 'Réforme du collège', *Le Monde*, 11 mai, 19 mai, 20 mai 2015. この改革に、選択科目のラテン語・古代ギリシア語（エリートが履修すると言われていた）の

- 廃止が含まれていたことからメディアが大きく報道し、結局、教員組合からの強い反対により、授業時間の削減という形になった。この教育改革は、家庭や社会格差の拡大によって学力の不均衡や学力低下が進行したことを問題視する社会党政権が、学校教育へ「平等」を導入しようとするためのものと言われている。
- 25) B.O. spécial no 9 du 30 septembre 2010, B.O. no 21 du 26 mars 2011, B.O. spécial no 8 du 13 octobre 2011. 訳出は天津・橋本・降旗2013、天津2012も参照。
- 26) ただし、2002年から2003年に実地調査を行った山田によると、生徒代表協議会の設置は義務ではなく、地域によっては設置が一般的でない所もあるようである。
- 27) 天津・武藤は「学級評議会」の構成メンバーを、教師、生徒代表、親代表、進路指導心理専門員、生徒指導主任専門員などとしており、親が入る点が異なる（天津・武藤:56-57）。
- 28) この法律が成立した理由は、ムスリム女性が着用するブルカは目以外の顔や全身を覆うもので、人相特定ができないためセキュリティ上の問題があるという観点からである。
- 29) 自分の意思でブルカを着用していると主張するムスリム女性が、2013年11月に、この法律は「欧州人権条約が保護する思想・良心・信教の自由を侵害している」として欧州人権裁判所に提訴した。
- 30) 「仏ブルカ禁止法は「信教の自由 侵害せず」欧州人権裁」AFPbb ニュース
<http://www.afpbb.com/articles/-/3019415> (2016年3月5日閲覧)
- 引用文献**
- B.O. (Bulletin Officiel de l'éducation nationale) (フランス国民教育省官報)
<http://www.education.gouv.fr/pid285/le-bulletin-officiel.html> (2016年3月5日閲覧)
- 天津尚志 (2002) 「フランスのコレージュにおける公民教科書分析」『公民教育研究』10号
- 天津尚志 (2003) 「第三共和政期の道徳・公民教科書分析」『日仏教育学会年報』10号
- 天津尚志 (2008) 「フランスにおける高校「総合学習」の実地調査報告」『中央学院大学社会システム研究所紀要』8巻2号
- 天津尚志・橋本一雄・降旗直子 (2011) 「フランスにおける市民性教育関連の2008年版学習指導要領」武庫川女子大学大学院『教育学研究論集』6号
- 天津尚志・橋本一雄・降旗直子 (2013) 「フランスの高校「公民・法律・社会」学習指導要領(2010-2012年版)」武庫川女子大学大学院『教育学研究論集』8号
- 天津尚志・武藤孝典 (2007) 「小学校およびコレージュにおける市民性教育」武藤孝典・新井浅浩編著『ヨーロッパの学校における市民的社会的教育の発展：フランス・ドイツ・イギリス』東信堂
- 岡野八代 (2003) 『シティズンシップの政治学：国民・国家主義批判』白澤社
- 小野耕二 (2013) 「投票率」をめぐる問題状況と対応策への政治学的視角」『名古屋大学法政論集』248号
- 亀山俊朗 (2009) 「シティズンシップをめぐる政治」『大阪大学大学院人間科学研究科紀要』35号
- 近藤孝弘編 (2013) 『統合ヨーロッパの市民性教育』名古屋大学出版会
- 白石晃一 (2004) 「イギリスの中等学校教育課程における公民科の位置と意義」『桜花学園大学人文学部研究紀要』6号
- 鈴木規子 (2005) 「フランスにおける市民性教育の現状と課題：政治・社会学的視点からの「市民性」概念の整理と現状分析」『日仏教育学会年報』12号
- 鈴木規子 (2013) 「第5章 フランス共和制と市民の教育」近藤孝弘編『統合ヨーロッパの市民性教育』名古屋大学出版会
- 総務省 (2011) 「「常時啓発事業のあり方等研究会」最終報告書：社会に参加し、自ら考え、自ら判断する主権者を目指して：新たなステージ「主権者教育へ」」
http://www.soumu.go.jp/main_content/000141752.pdf (2016年3月6日閲覧)
- 総務省 (2015) 「国政選挙の投票率の推移について」
http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/sonota/nendaibetu/index.html (2016年3月6日閲覧)
- 高橋進 (2014) 「大学におけるシティズンシップ教育のための予備的考察：グローバル化時代のシティズンシップのあり方を求めて」龍谷大学社会科学研究所『社会科学研究年報』44号
- 高橋洋行 (2008) 「フランス市民性理論の変容と市民性育成との関連性について：市民統合理論とコレージュの公民教育課程内容の検討を中心に」『日仏教育学会年報』15号
- 伊達聖伸 (2010) 「ライシテ、道徳、宗教学、もう一つの19世紀フランス宗教史」勁草書房
- 谷川稔 (2001) 「第6章 近代国民国家への道」福井憲彦編『フランス史』山川出版社
- 浪岡新太郎 (2011) 「フランスにおけるシティズンシップ教育とイスラーム：ムスリムによるシティズンシップ教育の(不)可能性」明治学院大学国際学部『国際学研究』39号
- 野田昌吾 (2015) 「誰が投票に行かないか：選挙から見た自由民主主義の現在」立命館大学『政策科学』22巻3号
- 橋本一雄 (2012) 「フランス公教育における「共和国の価値」概念の変容：公教育のライシテと「教育の自由」」上田女子短期大学児童文化研究所『児童文化研究所所報』34巻
- 藤田裕子 (2011) 「イギリスにおけるシティズンシップ教育の展開とクリック報告」大阪市立大学教育学会『教育学論集』37号
- 藤原孝章 (2008) 「日本におけるシティズンシップ教育

- の可能性：試行的実践の検証を通して」同志社女子大学『学術研究年報』59巻
- 水山光春（2010）「日本におけるシティズンシップ教育実践の動向と課題」『京都教育大学教育実践研究紀要』10号
- 武藤孝典・新井浅浩編著（2007）『ヨーロッパの学校における市民的社会的教育の発展：フランス・ドイツ・イギリス』東信堂
- 山田真紀（2007）「フランスの学校における教科外教育」武藤孝典・新井浅浩編著『ヨーロッパの学校における市民的社会的教育の発展：フランス・ドイツ・イギリス』東信堂
- 山田真紀（2008-2009）「フランスのシティズンシップ教育」第1回～第6回『わたしたちの広場』300号～305号
- シュナペール、ドミニク（2012）（富沢克・長谷川一年訳）『市民権とは何か』風光社
- Fix, Séverine（2015）*Enseignement moral et civique, cycle 3*, Nathan
- Lagelée, Guy / Heymann-Doat, Arlette (dir.)（2011）*Éducation Civique Juridique et Sociale, programme 2011, 2de*, Nathan.
- Le Gal, Jean（2008）*Les droits de l'enfant à l'école: pour une éducation à la citoyenneté*, De Boeck.
- Le Pors, Anicet（2011）*La citoyenneté*, PUF.
- Ministère de l'Intérieur（2015）Résultats des élections législatives 2012,
[http://www.interieur.gouv.fr/Elections/Les-resultats/Legislatives/elecresult_LG2012/\(path\)/LG2012//FE.html](http://www.interieur.gouv.fr/Elections/Les-resultats/Legislatives/elecresult_LG2012/(path)/LG2012//FE.html)（2016年3月5日閲覧）
- Saisse, Christophe / Coutellier-Morhange, Stéphane（2009）*Instruction civique et morale, cycle 3*, Hachette.